

(おしらせ)

令和2年1月31日
防 衛 省

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための帰国邦人等の救援に係る災害派遣の実施について

- 1 中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症について、政府は、感染が拡大している現下の情勢に鑑み、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、政府としての対策を総合的かつ強力で推進中であることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により帰国した邦人等の救援に係る災害派遣の実施を命じました。
- 2 命令の概要は、以下のとおりです。
 - ・ 自衛隊は、新型コロナウイルス感染症対策本部の方針を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止が、特に緊急を要し、都道府県知事等の要請を待ついとまがないと認められることから、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条第2項ただし書きに規定する災害派遣を実施する。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により帰国した邦人等に対し、救援活動を実施せよ。
- 3 本命令を受け、自衛隊は、防衛省がPFI契約をしている民間船舶「はくおう」の中国からの帰国者の一時停留場所としての活用、同船舶を含めた宿泊施設等における停留者の生活支援等を実施することとしています。

【はくおう】



竣工	1996年(平成8年)
船型	単胴船
総トン数	約1万7千トン
全長/全幅	約199m/約25m
喫水	7.45m
速力	29.4ノット
部屋数	94部屋